

つながり、  
支えあう  
福祉の  
まちづくり  
プラン

神戸市社会福祉協議会  
中期活動計画 2015



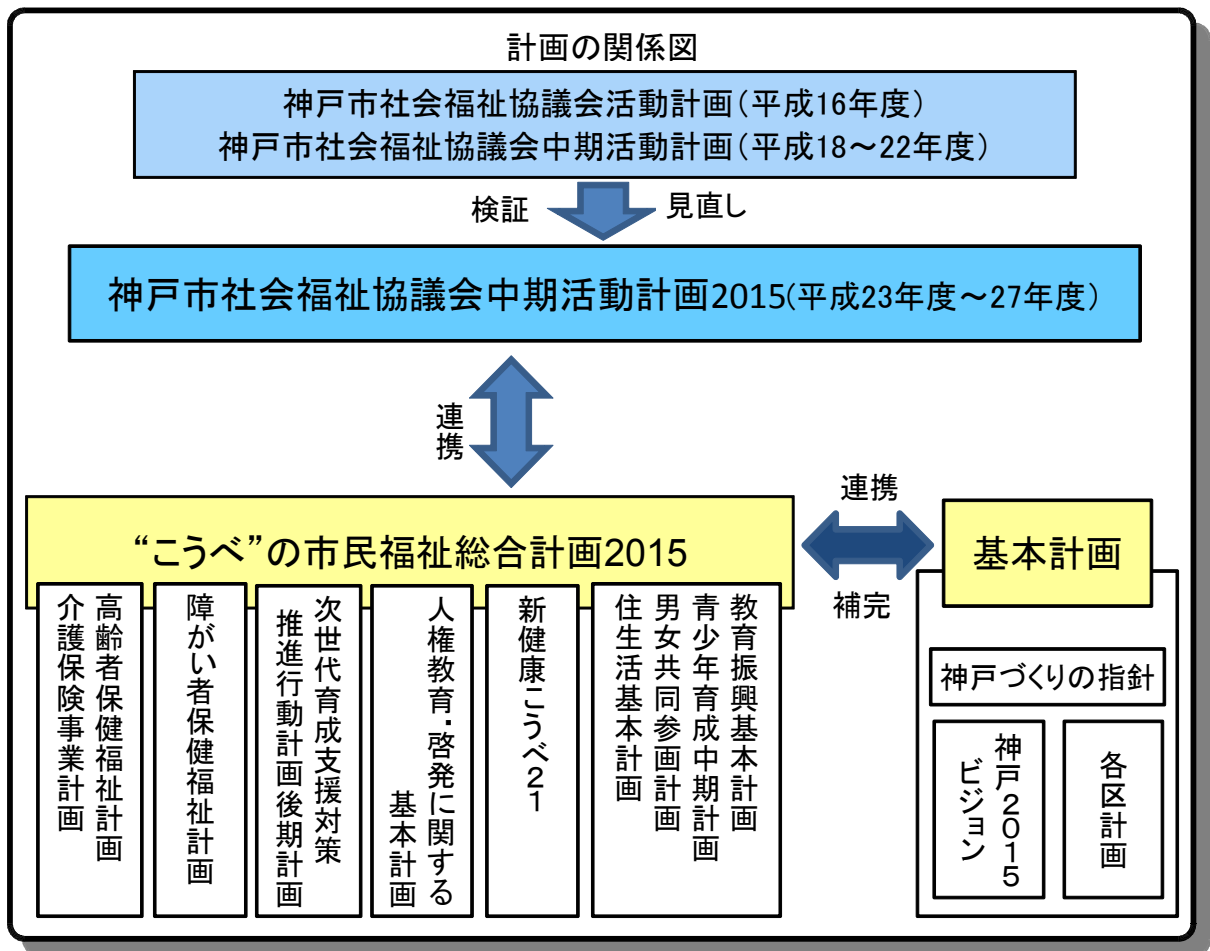
平成23年3月  
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会

LOVE RING KOBE

# 第1章 計画の位置付け・全体概要

## 1 計画の位置付け

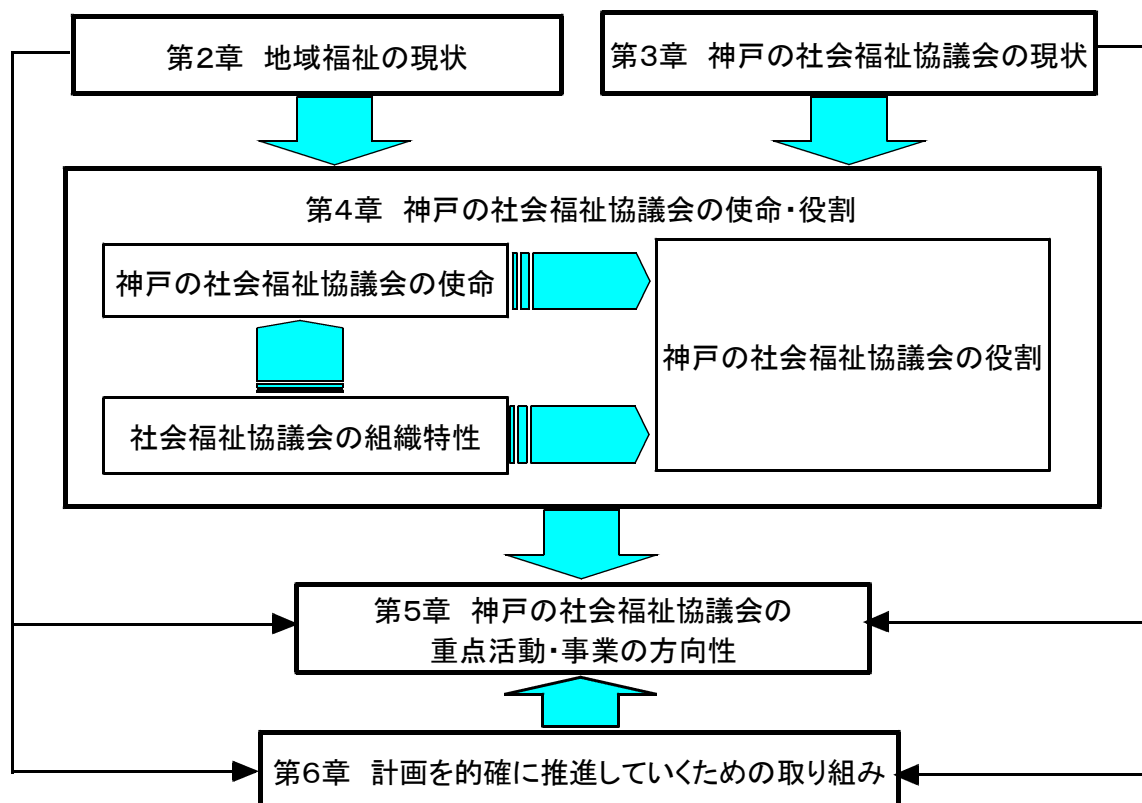
- 2030年の超高齢社会を見据え、平成23年度～27年度に市社会福祉協議会がめざす方向性を定めたものです。
- 公民協働の地域福祉を推進するため、「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」と連携・調和を図っています。
- 市社会福祉協議会、区社会福祉協議会が連携・役割分担のもとに進めていく「神戸の社会福祉協議会」としての機能の方向性を明示しています。



## 2 計画の構成

- 本計画では、地域福祉の現状や神戸市における地域福祉活動及び社会福祉協議会の現状と課題を踏まえ、「神戸の社会福祉協議会」の使命・役割と市社会福祉協議会と区社会福祉協議会が取り組む重点活動・事業の方向性を示すとともに、計画を的確に推進していくための取り組みを定めています。

〈計画の構成〉



## 3 計画の策定方法

- 市社会福祉協議会の構成団体代表者や各部会の代表者、学識経験者、行政関係者で構成する策定委員会とそのもとに学識経験者、行政、区社会福祉協議会、市社会福祉協議会の実務者で構成する幹事会を設置し、検討にあたっては、理事、評議員、関係団体等への意見聴取、先進地視察等、多くの意見や事例を参考にしながら進めてきました。

## 第2章 地域福祉の現状

### 1 少子高齢化と家族・地域コミュニティの弱体化

- 核家族化の進行や高齢者世帯の増加による家族機能や地域コミュニティが弱体化し、人と人のつながりが希薄化した「無縁社会」とも呼ばれる現象が起きています。

日本の将来推計人口

(単位:千人)

年	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上(再掲)
2005 (平成17年)	127,768 (100%)	17,585 (13.8%)	84,422 (66.1%)	25,761 (20.2%)	11,639 (9.1%)
2010 (平成22年)	127,439 (100%)	16,914 (13.3%)	81,161 (63.7%)	29,364 (23.0%)	14,136 (11.1%)
2030 (平成42年)	115,224 (100%)	11,150 (9.7%)	67,404 (58.5%)	36,670 (31.8%)	22,659 (19.7%)

(注)2005年は国勢調査結果による

2010年は総務省統計局の人口推計(2010年8月1日現在の確定値)

2030年は国立社会保障・人口問題研究所による平成18年12月推計の中位推計値

- 2030年には、高齢化率が31.8%となり、75歳以上の後期高齢者人口は、2005年の約2倍に増加し、65歳～74歳の前期高齢者人口を上回ると予想されています。
- 神戸市においても、単身世帯の増加が特徴的であり、特に高齢単身世帯の比率が大きく増加することが予測されています。
- 子育て、介護、家事等の外部化による子育て支援や高齢者世帯の生活支援が課題となっています。
- 隣近所の相互扶助機能の低下とともに、地域の教育、防犯、見守り等の機能の低下が低下しています。
- 何らかの問題を抱える人たちが地域社会の中で孤立し、生活支援を必要とする様々な問題が起こっています。
- ニュータウンの急激な高齢化や市街地の災害復興住宅の高齢化も大きな課題となっています。

## **2 生活不安の増大と生活課題の多様化**

---

- 専門分化した制度の隙間や枠外にあるため、従来の制度だけでは対応できない新たなニーズが増加しています。
- 制度や相談窓口の縦割りや細分化により、市民にとって制度がよく分からなかったり、いくつもの相談窓口を回らなければいけないという負担が指摘されています。
- 雇用・経済情勢の不安定化による経済的困難に加え、就労や教育等の機会の不足、医療機会の抑制等による健康面への影響、地域社会からの孤立等新たな生活困難が起きています。
- 障がい者の地域生活移行や認知症高齢者の増加による権利擁護の必要性が高まっています。

## **3 神戸における地域福祉活動と拠点施設・機関の現状**

---

### **(1) 地域見守り活動**

- 今後、ますます高齢化が進み、単身高齢者世帯の増加が見込まれ、民生委員・児童委員や友愛訪問ボランティアの負担増や担い手不足が指摘される中で、宅配や新聞配達等の日常の生活サービスと連携した見守り活動の推進が検討されているほか、高齢者の住宅環境も多様化し、特にオートロックなどのセキュリティシステムのある高層住宅での見守り活動が困難になってきています。

### **(2) ふれあいのまちづくり協議会・地域福祉センター**

- ふれあいのまちづくり協議会では、概ね小学校区ごとに整備された地域福祉センターを活用して、地域の実情に応じた様々な活動を展開していますが、活動者の高齢化や担い手不足、地域福祉センターの利用者の固定化傾向などの課題を抱えている地域もあり、活動の地域差も生じてきています。

### **(3) ボランティア・NPO活動等**

- NPOについては、「新しい公共」を担うセクターとしての期待が大きいです。地域コミュニティとの連携や同様の活動に取り組む団体間の連携が課題であるとともに、活動規模や財源、担い手、専門性等組織力の課題も指摘されています。また、より事業性を高めたコミュニティビジネスへの期待も大きくなっています。

### **(4) 児童館**

- 在宅育児家庭支援、放課後児童クラブをはじめ、発達障がい児への支援などの多

様なニーズに対応するとともに、民生委員児童委員協議会をはじめ、地域の様々な関係機関・団体とネットワークを構築して活動展開する地域の子育て支援拠点としての役割が期待されています。

#### **(5) 障害者地域生活支援センター**

- 神戸市障がい者保健福祉計画2015（計画期間：平成23年～27年度）では、24時間の緊急対応、中核となる障害者地域生活支援センター設置の検討、相談件数の増加や相談支援内容の専門化に対応した社会福祉士や精神保健福祉士の専門資格を有する相談員の配置など支援内容の充実が計画されています。

#### **(6) あんしんすこやかセンター**

- 現在、74センターが設置されており、きめ細かく設置されていることや保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員に加えて、4番目の専門職として「見守り推進員」が配置され、地域での見守り活動の支援を担っていることは、大きな強みとなっています。
- 神戸市高齢者保健福祉計画（計画期間：平成23年～27年度）では、高齢者の課題解決に向けて、地域の多様な機関、事業者、NPO等が連携して対応していくワンストップサービス機能の構築において、あんしんすこやかセンターが重要な役割を果たすことが期待されています。

## 第3章 神戸の社会福祉協議会の現状

### 〈市社会福祉協議会〉

- 平成16年度から公立施設の「指定管理者」制度が導入され、NPOの参入など事業者が多様化する中で、社会福祉協議会が指定管理者となり、施設を運営することの意義について問われています。
- 事業総額のうち、神戸市の補助・委託事業の比率が約8割を占めている現状で、神戸市財政の厳しい見直しの中、事業や財源のあり方のほか、社会福祉協議会の意義・役割も問われています。
- 市民の『社会福祉協議会（社協）』という名称についての認知度は高いと思われますが、その役割や具体的事業について十分な理解が得られているとは言えず、広報活動も不十分であると思われます。
- 理事会・評議員会が定型的な審議にとどまっているとの指摘があり、部会・委員会も含め、社会福祉協議会活動の活性化を図るうえで、それらの組織運営のあり方が問われています。
- 事務局組織が大きくなるのに伴い、部門の専門分化や縦割りが進み、事業を遂行することに専念する反面、時代の変化に伴う新たな福祉課題の把握やその課題解決を図るための部門間の連携や体制が不十分といえます。
- 地域に密着した課題について、区社会福祉協議会との役割分担を明確にし、協働して取り組みを進めるための方針や方策の議論が十分でなく、実践場面での連携・支援も弱い状況にあります。
- 現行中期活動計画について、各事業については、当初目標としてきた水準まで到達してきていますが、次期中期活動計画に沿った事業目標や事業の質的見直しが必要となっています。

### 〈区社会福祉協議会〉

- 区レベルの地域福祉の推進主体として、地域に密着した住民相互の支え合い活動等の地域福祉活動の育成・支援とともに、市民のニーズが円滑かつ総合的に充足されるよう、多様な関係機関や関係者との間のネットワークを構築し、協働のしくみをつくっていくことが期待されています。

## 第4章 神戸の社会福祉協議会の使命・役割

### 1 社会福祉協議会の意義

#### (1) 公共性

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進主体として社会福祉法に規定されており、社会福祉を目的とする事業を経営する者や社会福祉に関する活動を行う者等、公私の社会福祉関係者の幅広い参加により構成されている公共性の高い団体です。

#### (2) 民間団体としての特性

- 社会福祉協議会は、特定の問題のみを扱うのではなく、地域社会の解決すべき課題を発見し、地域の実情に合わせて必要なことに取り組むとともに、意思決定を迅速に行う柔軟性や自主性を持つ民間団体としての性格があります。
- また、民間の多様な資源（人材、物資、財源、情報等）を地域福祉に活かしたり、新たな福祉課題に対応するサービス・資源を開発していく創造性も併せ持っています。
- このような公共性と民間団体としての柔軟性、自主性、創造性を有する団体として、これまで培ってきた専門性を土台に総合力を発揮し、責任ある体制のもと継続して活動・事業の展開を図っていくことにより、市民からさらなる信頼を得ていくことが重要です。

### 2 神戸の社会福祉協議会が担うべき使命

- 市社会福祉協議会・区社会福祉協議会は、「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」の理念を共有し、公民協働の地域福祉を推進していきます。

#### 「“こうべ”の市民福祉総合計画2015」の理念

市民一人ひとりが、人と人とのつながりやお互いの尊厳を保ちながら、安心して安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）をめざします。

- 社会福祉協議会は、民間部門の地域福祉推進の中核的な団体として、とくに以下の点を重視して取り組みを進めます。
- (1) 人と人のつながりを大切にし、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる福祉コミュニティづくりを市民、活動者、事業者、行政等多様な主体の参加・協働のもとで推進していきます。
  - (2) 複雑化・複合化する市民のニーズを受け止め、市民の生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、協働して解決への道筋をつけていきます。
  - (3) ソーシャルインクルージョンを基本理念とし、あらゆる市民の居場所や活躍の場づくりに努めていきます。
  - (4) 取り組みにあたっては、民間団体としての柔軟性、自主性、創造性を活かし、分野を越えた広範な活動や団体等との連携を図り、地域での総合化、多世代共生、ユニバーサルデザインの視点を大切にします。
  - (5) 公共性の高い団体として、セーフティネットの視点に立った事業運営を行います。

【ソーシャルインクルージョン】

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、尊厳ある生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包容し支え合うこと

【セーフティネット】

社会保障や社会福祉施策などの安全網。市民に対して福祉に関する安全・安心を提供するためのしくみのこと

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、文化、身体状況など人々もつ様々な違いを越えて、一人ひとりが互いに多様性を認めあい、はじめから、だれもが利用しやすいように、まちや建物、製品、環境、サービスづくりを行っていくこと

### 3 神戸の社会福祉協議会の役割

#### (1) 地域福祉に参加する「人づくり」

- 「思いやり」などの福祉の心を育み、福祉に対する市民の意識向上に取り組むとともに、社会福祉に関心を持ち、地域における福祉課題を自らの問題として捉えて、「お互いさま」の意識で地域福祉に参加する主体としての「人づくり」を行います。

#### (2) 支え合い活動の育成

- 阪神・淡路大震災を経験し、人と人のつながりや地域での助け合いの大切さを経

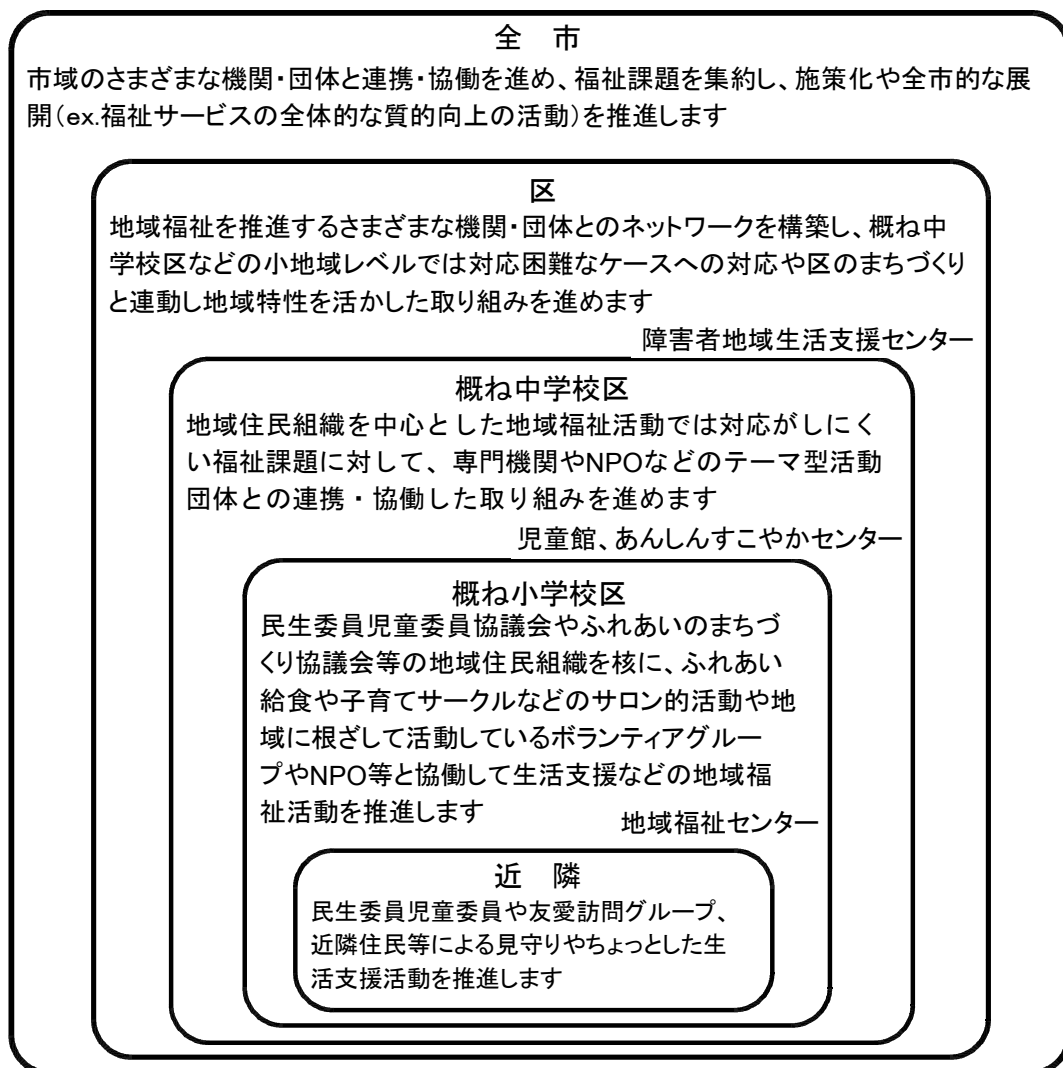
験した被災地の社会福祉協議会として、身近な地域での「共助」をベースとした見守りや支え合いなどの地域福祉活動を育成・支援します。

- 国内外の大規模災害時には、神戸市とも連携し被災地の支援活動に取り組んでいきます。特に国内の他都市で災害が生じた場合、阪神・淡路大震災での経験・教訓を活かしながら、職員派遣による災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営支援など適切な支援活動を行っていきます。

### (3) 重層的なネットワークづくりと地域福祉のコーディネーター

- 地域福祉への多様な主体の参加を促進し、「全市」、「区」、あんしんすこやかセンターのエリアである「概ね中学校区」、ふれあいのまちづくり協議会のエリアである「概ね小学校区」、友愛訪問等の見守り活動のエリアである「近隣」での重層的なネットワークを構築し、それぞれの圏域における地域福祉の課題解決に向け連携して協働で取り組めるよう、地域福祉のコーディネーターとしての役割を担います。

#### 地域福祉のエリアのイメージ



#### (4) 新たな福祉課題への対応

- 制度が確立されている事業の実施だけではなく、市民の生活支援の立場から、新たな福祉課題に対応する先駆的・試行的事業についても取り組みを進め、普遍化すべきものについては、施策化の働きかけを行っていきます。

#### (5) セーフティネット構築のための事業実施

- 市民が福祉のセーフティネット（安全網）から抜け落ちないように、行政や関係機関との連携のもとに、制度の充実や弾力化、制度の隙間の福祉課題への対応等、より安心・安全なセーフティネット構築のための事業を公共性の高い団体として責任ある体制のもと実施していきます。

#### (6) 専門的サービスの提供

- これまでの多様な事業実施により蓄積された専門的な知識、技術、経験、ノウハウを活かし、市民のニーズをもとに、より高度な専門性が必要とされるサービスにも取り組んでいきます。

## 4 市社会福祉協議会・区社会福祉協議会の役割分担

---

- 市社会福祉協議会と区社会福祉協議会が目標を共有し、総合的に役割を担うことで「神戸の社会福祉協議会」として機能するよう取り組みを進めます。
- 市社会福祉協議会は、全国の社会福祉協議会のネットワークを活用し、各地域の様々な地域福祉に関する情報収集や神戸市内の活動の情報発信を通じて、全国の活動事例の蓄積を行い、企画提案力を高めて行きます。  
また、区レベルの福祉課題を集約し、先駆的なサービスの検討・実施や全市展開するための施策化に向けた取り組みを行い、区社会福祉協議会が行う地域福祉推進にかかる事業の計画策定を支援します。
- 地域に密着した事業や区の地域特性に応じた独自の事業は、区社会福祉協議会が中心となって担い、市社会福祉協議会は事業推進のための基盤整備を進めるとともに、積極的に区社会福祉協議会に対する支援が行える体制づくりと活動・事業の再構築を進めていきます。
- 市域にわたる広域的・統一的事業は、事業規模や市民の利便性等を考慮し、市社会福祉協議会と区社会福祉協議会が役割分担のもと協働で実施します。
- 具体的な事業にかかる役割分担については、市社会福祉協議会と区社会福祉協議会で検討会を設置するなどして、今後の方向性も見据えながら研究・協議していきます。

## 第5章 神戸の社会福祉協議会の重点活動・事業の方向性

### 1 市民の福祉意識の醸成と地域福祉に参加する「人づくり」

#### (1) 地域福祉に関する情報発信の充実

- 市民にとってわかりやすい広報活動を積極的に展開します。

#### (2) ふれあいのまちKOBЕ・愛の輪運動の推進

- 「ふれあいのまちKOBЕ・愛の輪運動」を地域への広がりのある啓発運動として積極的に展開するとともに、愛の輪運動会員企業と連携して、企業の社会貢献活動などの一環として取り組むことのできるしくみづくりを検討します。

#### (3) 福祉学習の推進と福祉人材の育成

- 福祉学習、体験学習、入門講座等を子どもから大人に至るまでいろいろな層の市民を対象に、家族、地域、学校、職域などを単位として、多様な形態で実施します。
- 「団塊の世代」の社会参加や社会貢献の意欲を刺激するような魅力ある講座や活動プログラムを提供できるよう研究していきます。
- ボランティア、地域活動者、社会福祉事業従事者、NPOやコミュニティビジネス等地域福祉に参加する人々の養成や実践力向上などスキルアップを図る研修を多様な形態で行います。

#### (4) ボランティア活動の推進

- ボランティアや市民活動の情報収集・発信機能を充実・強化し、活動者の裾野を広げていくとともに、ボランティア活動をしたい人・団体等とボランティア活動の支援を受けたい人・団体等のコーディネートを充実させていきます。

### 2 身近な地域で支え合う福祉コミュニティづくり

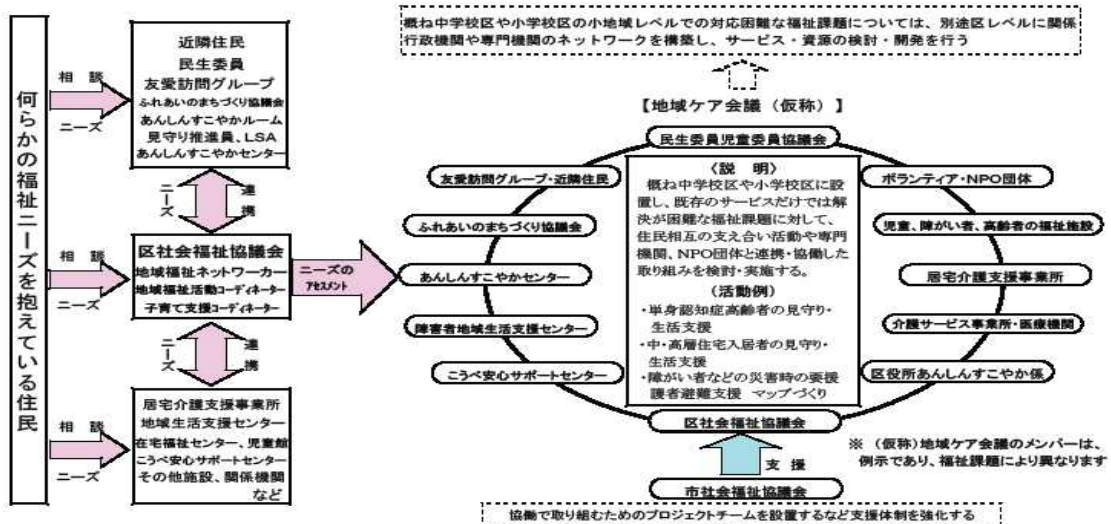
#### (1) 地域福祉ネットワーク（仮称）の配置

- 区社会福祉協議会に「地域福祉ネットワーク（仮称）」を配置し、従来の事業の中で構築してきたネットワークを活かしながら、制度の隙間や枠外にある市民のニーズも受け止め、生活支援を基本におきながら、関係者と課題を共有し、解決への道筋をつけていく機能を強化します。

## (2) 市民が抱える福祉ニーズを解決するしくみづくり

- 市社会福祉協議会・区社会福祉協議会が連携して、多様な主体の参加・協働による重層的な地域見守り活動のネットワークを構築するとともに、地域住民が互いに助け合い支え合える共助のしくみづくりを支援していきます。
- ボランティアセンター、児童館、在宅福祉センター、権利擁護事業等の既存事業からのニーズ把握だけでなく、地域住民組織や専門機関へのアウトリーチを活用し、地域におけるニーズ把握や総合相談機能を強化します。
- 福祉ニーズを抱える市民が地域社会で孤立している場合には、既存の制度や専門機関につなぐことを基本としつつ、既存のサービスでは対応が困難なケースに対しては、関連する機関や民生委員・児童委員、近隣住民、ボランティアなどのほか、新聞配達や宅配事業者などの生活関連サービスの従事者等による個別支援ネットワークの構築を支援していきます。
- さらに、小地域レベルにおいて対応が必要なものについては、地域住民組織、ボランティアグループ、NPO、事業者、社会福祉施設、医療機関、あんしんすこやかセンター等の専門機関や行政等で構成する（仮称）地域ケア会議を設置し、構成メンバー間のネットワーク化を推進するとともに、地域住民による生活支援サービス等の課題解決に向けた取り組みを検討し、関係者が協働しながら実施していきます。

市民が抱える福祉ニーズを解決するしくみづくりのイメージ



## (3) ボランティアや福祉団体、社会福祉施設等が行う福祉活動への支援

- ボランティアや児童・障がい児・者等の福祉団体、NPO等が行う活動に対して助成することにより、児童、障がい者、高齢者などの社会参加や自助活動を促進し、誰もがいきいきと暮らすことのできる地域社会づくりを応援していきます。

### **3 市民の安心・安全を担保する福祉のセーフティネット構築のための事業実施**

#### **(1) 権利擁護事業の充実**

- 「こうべ安心サポートセンター」事業の拡充を図り、市民後見人の養成を行うとともに、後見活動の支援や成年後見制度の啓発等を行う「神戸市成年後見支援センター」を新たに設置し、権利擁護事業の充実を図ります。

#### **(2) 生活福祉資金の貸付**

- セーフティネット施策としての生活福祉資金貸付事業を兵庫県社会福祉協議会と市社会福祉協議会・区社会福祉協議会とが連携・調整しながら進めていきます。

#### **(3) セーフティネットの視点に立った事業運営**

- 社会福祉協議会が運営する児童館、在宅福祉センターやその他の事業においても、市民の安心・安全を担保するようセーフティネットの視点に立った事業運営を行うとともに、生活関連サービスを利用する際の保証人や病院・福祉施設に入院・入所する場合の身元引き受け等の保証に関する課題について研究していきます。

### **4 専門的な技術・知識・経験を要する福祉サービスの提供**

#### **(1) 子育て支援の充実**

##### **ア 総合児童センター**

- 大型児童館としての中核機能をさらに強化し、療育指導事業等のノウハウを地域の児童館へ展開するなど、地域の児童館との連携強化を図ります。
- 地域を基盤とする子どもの健全育成活動や、神戸市子ども会連合会が全市的に実施する遊び体験や啓発活動などを支援していきます。

##### **イ 拠点児童館**

- 各区に1～2か所程度、現存児童館の機能を高めた「拠点児童館」を設置し、育児の悩みが複雑かつ多様化する学齢期・思春期向けの講座等を開催するとともに、療育指導事業にも力を入れていきます。

##### **ウ 子育てコーディネーター**

- 区社会福祉協議会の子育てコーディネーターは、地域の子育てニーズに応じた子育て支援活動に取り組み、既存の地域ネットワークと児童館を結びつけることで、児童館が地域の子育て支援の拠点として機能するよう支援します。

## **(2) 高齢者の地域生活支援**

### **ア 在宅福祉センター**

- 市社会福祉協議会が運営する在宅福祉センター（中央・北・長田・須磨・西）においては、公の施設としてセーフティネットの機能を果たすよう事業に取り組むとともに、コミュニティワーク等の専門性を活かしながら、地域の高齢者の見守りや生活支援等の福祉課題に対しても、地域住民組織や区社会福祉協議会、関係機関・団体等と連携・協働して課題解決にあたっていきます。

### **イ 若年性認知症支援**

- 既存の制度だけでは、生活ニーズの充足が困難な若年性認知症について、若年性認知症交流会の定期開催を通じ、本人・家族、支援者間のネットワークを構築し、若年性認知症に関する情報発信や相談支援の役割を担うとともに、若年性認知症の方が、それぞれの生活圏域で地域社会とつながりを持ちながら生活が送れるよう社会参加の機会を拡げていきます。

## **(3) 障がい者の自立と社会参加の促進**

### **ア 障がい者の就労・自立支援**

- 「神戸ふれあい工房」について、障がい者の就労訓練の場として位置付け、継続的に安定的な運営ができる基盤を確保します。
- 企業・大学等と連携した福祉的就労に対する専門的支援を通して、障がい者が生き甲斐と社会参加を実感することができる工賃が確保できるよう取り組みを進めます。

### **イ 障がい者の社会参加の促進**

- 「障害者スポーツ」においては、障がい者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障がい者と市民の交流、障がい者の楽しむスポーツの普及と競技水準の向上を図ります。
- 障がい者スポーツの地域展開の拡充など裾野の拡大を目指すとともに、音楽や芸術などの文化活動と併せ、障がい者福祉事業を幅広く実施し、より一層の社会参加の促進を図っていきます。

## **(4) 市域の福祉サービスの質を高めるための取り組み**

- 多様な社会福祉関係者が参加する公共性の高い協議体としての特性を活かし、神戸市全体としての調和や福祉サービスの質的担保を図る取り組みは重要であり、プラットフォームを積極的に活用するなどし、社会福祉法人だけでなく、営利法人、医療法人、NPO等を含めたサービス事業者の連携支援にも取り組みます。

## 第6章 計画を的確に推進していくための取り組み

### 1 理事会、評議員会、部会、委員会等の活動の充実

#### (1) 計画の進捗管理と部会・委員会での具体的推進方策の検討・審議

- 計画の推進方策、進捗状況の管理、評価による見直し等については、部会・委員会において、テーマに応じて外部委員を加えた検討の場を設け、十分に議論が尽くされるよう理事会・評議員会、部会・委員会を活性化していきます。

#### (2) プラットホーム、ワークショップ等の協議・協働の場づくり

- 社会福祉協議会の構成団体に留まらず、NPO、コミュニティビジネス、企業など多様な団体・組織との連携を図ることで、活動の広がりや新たなサービス・資源の開発などの効果も期待でき、積極的にプラットフォームやワークショップ等の協議の場づくりを行い、具体的な検討、協議、研究を重ねていく中で、協働できる関係へと発展させていきます。

### 2 活動・事業を効果的に展開するための体制の構築

#### (1) 市社会福祉協議会・区社会福祉協議会の連携・協働と役割分担についての協議

- 新たな福祉課題に取り組む際には、区社会福祉協議会とも連携してプロジェクトチーム作りを行い、総合力を発揮しながら効果的な活動・事業の展開を図り、支援組織としてバックアップできるような体制づくりを行います。
- 課題となっているボランティアセンターや児童館運営、権利擁護事業等の具体的な事業については、事業の見直し・再構築を行っていく中で、役割分担、連携のあり方について、整理に向けた検討を行っていきます。

### 3 専門性・総合性が発揮できる組織体制の確立と職員育成

#### (1) 組織体制の確立

- 市社会福祉協議会においては、固有職員が中心となった自律的運営を目指していくための組織体制の確立が求められており、計画的に職員を育成していきます。

## (2) 職員の育成

### ア 他団体・企業との職員交流

- 幅の広い視野の形成や時代に柔軟に対応できる能力を養うため、他の福祉団体や企業との間で、中堅職員の人事交流（職員派遣）に取り組んでいきます。

### イ 社会福祉協議会職員像

- 職員全員が市民の福祉ニーズを受けとめ、解決への道筋をつけていく専門職としての意識を持てるよう職員指針の作成に努めます。

### ウ 研修体制の充実

- 経験・階層に応じた研修計画を策定し、社会福祉協議会職員に求められる基本的・専門的能力の獲得を目標に研修を進めていきます。

### エ 情報交換や提案制度

- 近隣都市の社会福祉協議会との定期的な情報交換会の実施や業務に対する職員提案制度の充実などの方策も検討する

## 4 活動・事業を展開していくための財源の確保

---

### (1) 新しい寄付のしくみの検討

- 地域福祉を進める活動を応援するファンドとして、市民が協力しやすくイメージアップにつながるものや、協働の相手方にもメリットがあり、取り組みやすい新しい寄付のしくみを検討していきます。

### (2) 基金等の有効活用

- 基金への遺贈を呼びかけていくとともに、使途についても、市社会福祉協議会・区社会福祉協議会が新たな福祉課題に対応して実施するモデル事業に充当するなど、柔軟に有効活用していくことを検討していきます。
- 介護保険事業による収益を社会福祉推進基金に積み立て、市民還元の一環として「次世代育成・障害者社会参加支援事業助成」に充当しているが、他の試行的な事業にも拡大して有効活用できるよう検討していきます。

### (3) 経営改善

- 事務を集約化することにより効果が見込める事務の効率化の検討や日常的経費の見直し、ホームページ等における広告等の検討を進め、財源の捻出についても工夫していきます。



カーキ

